

第1号議案 2016年度活動報告と決算承認の件

1. 団体の概況（2016年12月31日現在）

・名称	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
・住所	名古屋市千種区内山三丁目 28-2 KS千種ビル6階F
・認定年月日	2010年4月14日（旧称：あいち消費者被害防止ネットワーク）
・会員数	正会員 団体 8（±0）、個人 111（-10） 賛助会員 団体 10（±0）
・活動体制	
理事会	弁護士 3名、司法書士 1名、消費生活相談員 2名 学識経験者 1名、消費者団体 2名、消費者 3名 / 計 12名
検討委員会	弁護士 14名、相談員 5名、学識経験者 2名 / 計 21名
・事務局稼働日	月～金曜日、10時～16時（祝祭日、及び年末年始は除く）

2. 活動報告

2016年1月1日～2016年12月31日まで、以下の活動を行いました。

1) 差止請求訴訟の提訴

なし

2) 裁判外の交渉（申入れ活動）

《新規事案》

① 有限会社エス・アイ・エフ（ちけさく）に対する申入れ

- ・2016年1月21日 申入書を送付した。
 - ①貴社の運営するちけさく（全国版）と称するサイト上の表示について、景品表示法4条1項2号に抵触するおそれがあるので、チケットの定価価格と手数料価格の合計額を表示すること
 - ②利用規約6（WWWブラウザの条件）について、消費者契約法3条1項の趣旨に沿って
明確かつ平易な記載に改めること
 - ③利用規約7（ご購入後のチケットのキャンセルについて）の「ご購入後のチケットのキャンセルは出品者様に対し一切請求出来ないものとする。」は消費者契約法10条に抵触し無効となるので削除すること
 - ③利用規約14（キャンセル）の「出品者様より最終在庫確認メール到着後のキャンセルはいかなる場合であれ出品者様に対しチケット代金の半額をお支払い下さいませ。ご購入後のキャンセルは8条に定めます通り、出品者様側への請求は出来ない形となります。」は消費者契約法10条に抵触し無効となるので削除すること
 - ④利用規約16（無断キャンセル）の「出品者様指定の口座へ入金期限を過ぎても連絡無く入金も無い場合は、出品者様側は強制キャンセルとしチケット代金の全額を請求できるものとする」は、消費者契約法9条1項に抵触し無効となるので削除すること
を申入れた。
- ・電話で回答を催促したところ電話にて以下の回答があった。その内容を文書化して1週間以内に書面に回答するように依頼した。
申込書は受け取っている。当社はチケット検索サイトを運営している会社であり、価格・

手数料、キャンセル料は出品者と購入者の取引問題で、当社は一切かかわっていないので、申入れには答えられない。出品者は認定を受けた古物業者に限定し、許可証等の審査はしている。

- ・回答なし。
- ・2016年11月24日 問合書を送付した。
- ・回答なく、対応を検討中。

② 宝塚友の会に対する申入れ

- ・2016年3月23日 申入書を送付した。
定期購読サービスに関する解約の定め及び自動更新条項について
①「残りの定期購読料は、お返しいたしません」とあるのを、消費者契約法9条1号に適合するように改めること
②更新時期の案内をはがきで郵送せず、自動更新条項によって更新される扱いについて消費者契約法10条に適合するよう改めることを申入れた。
- 《回答》
改訂します。
- ・改訂したガイドブック（パンフレット）が届いた。
 - ・2016年7月26日 終了通知書を送付した。

③ 株式会社ウォーターダイレクト（旧称アイディールライフ）に対する申入れ

- ・2016年4月19日 申入書及び問合書を送付した。
①貴社の運営するサイト上の「レンタル料、配送料0円」「サーバー料金0円」「配送料金0円」「お水以外のお金はいただきません」「iDEAL WATERのウォーターサーバーはレンタル料・配送料が無料」「さらにお水の配送料もかかりません」との記載を削除すること
②利用規約4条7項（商品の出荷をもって受け渡し完了とみなす規定）は消費者契約法10条に抵触し無効であるので削除すること
③利用規約4条12項（ウォーターサーバー交換手数料）の「お客様希望による交換」の文言につき、商品の瑕疵（不良品）や故障による交換を含まない趣旨が明確になるように改めること
④利用規約4条14項（初回ウォーターサーバー及び水が返送となった場合の手数料）の手数料の金額を実際の配達の実費の範囲内の金額に改めること
⑤利用規約7条2項（期間内の解約の場合の解約手数料等）の解約手数料の額について消費者契約法9条1号に適合するように改めること
⑥利用規約10条1項（免責事項）に「ただし、当社が宅配サービスを提供できなかったことに帰責事由がある場合にはこの限りでない」との趣旨の規定を加えること
⑦利用規約11条1項（損害賠償責任の免除）は消費者契約法8条1項1号、3号、5号に抵触し無効であるので削除すること
⑧利用規約13条（規約の変更）は消費者契約法10条に抵触し無効であるので削除すること
⑨利用規約15条（裁判管轄）の「訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします」との部分は消費者契約法10条に抵触するので削除すること
- 《回答》
一部改訂しますとの回答があった。
- ・以降交渉を継続。
 - ・2016年11月24日 再々申入書を送付した。
 - ・2016年12月13日 回答期限延長の依頼があった。

④ ジャニーズファミリークラブに対する申入れ

・2016年10月18日 申入書を送付した。

①規約2条（規約内容の変更）について貴社は本規約を随時変更できる旨定めているが、規約は当事者の契約内容であり相手方当事者に不利になるような変更をしても、その変更は変更前に契約した相手方当事者の同意なく、相手方当事者を拘束することはできない

（本条項が、消費者に不利な変更でも、消費者を拘束するとの趣旨であれば、消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条の抵触し無効である。）民法（債権関係）改正案においても契約約款に関して消費者保護のための条項の新設が検討されている。変更後の細則の効力発生要件として、貴社が細則を変更した場合、その効力が生じる相当期間前までに、インターネットの利用その他の適切な方法により、消費者に対して周知した場合に限り、その効力を生じる旨を規定すること

②規約4条（免責、損害賠償請求権の放棄）について貴社は「各条件をみたしている場合でも、会員の退会処分とする場合があります。」「退会処分とされた会員は、損害賠償等の一切の権利行使ができません。」と規程し、かつ、「いかなる責任も負わない」旨規定しているが、消費者契約法8条1項1号及び3号に抵触しないように規定を改めること

③規約4条（大会、会員資格喪失の場合の年会費の不返還）は支払済みの年会費について、消費者契約法9条1号に適合するように、契約の残期間に応じた貴社に生ずべき平均的損害の範囲を消える部分を返還するように規定を改めること

を申入れた。

《回答》

書面にて回答書が届いた。

・回答内容について検討中。

⑤ 株式会社アルカンシェルに対する申入れ

・2016年11月24日 申入書を送付した。

アイテムキャンセル既定の内、

①衣装2 レンタル衣装・レンタル小物の各取消時期における取消料を定める部分について、消費者契約法9条1号に適合するように見直しすること

②美容4 ネイル等のオーダー品の取消料を定める部分について、消費者契約法9条1号に適合するように見直しすること

を申入れした。

・回答期限延長の連絡書が届いた。

⑥ Amazon Gift Cards Japan に対する申入れ

・2016年11月24日 申入書を送付した。

①Amazon ギフト券細則2条6項について、資金決済法20条1項・2項、前払式支払手段

に関する内閣府令41条・42条の規定及び貴社の返金・返品の利用に鑑み、例外的に払戻し（返金及び返品）される場合があることを明記すること

②Amazon ギフト券細則6条の文言を、消費者契約法3条1項の趣旨に適合するよう、日本語として分かりやすいものに変更すること

③Amazon ギフト券細則7条①は貴社が本細則を適宜変更することができる旨定めているが、本細則は、事業者たる貴社と消費者との契約の内容であり、相手方当事者に不利になるような変更をしても、その変更は、変更前に契約した相手方当事者の同意なく、相手方当事者を拘束することはできない。本条項が、消費者に不利な変更もでき、消費者を拘束するとの趣旨であれば、消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に抵触して無効である。民法（債権関係）改正案においても、契約約款に関して消費者保護のための条項の新設が検討されている。変更後の細則の効力発生要件として、貴社が細則を変更した場合、その効力が生じる相当期間前までに、インターネットの利用その他の適切な方法により、消費者に対して周知した場合に限り、その効力を

- 生じる旨を規定すること
を申入れた。
- ・ 回答期限延長の連絡書が届いた。

⑦ Cast ホールディングに対する申入れ

- ・ 2016年11月24日 申入書を送付した。
売買契約書の「売主」欄の欄外下部にある「お客様都合による契約解除は、違約金50,000円をご請求させていただきます。」との記載を削除し、消費者契約法9条1号に適合するように訂正するよう申入れた。
- 《回答》
- 申入書記載のとおり削除します。
- ・ 改訂後の売買契約書を確認後、終了通知書を送付する。

⑧ マストパートナーズ株式会社に対する申入れ

- ・ 2016年12月20日 申入書を送付した。
 - ①支払い及び保証を委託する債務の対象についての記載（らくらくパートナー利用申込書条項、契約締結後に送付される案内文、説明パンフレット）について、消費者契約法3条1項の趣旨に適合するように、借借人が貸貸人に対して負担すべき債務のうち月払いではない債務（更新料等）が支払い及び保証の対象となるか否かが文言上明確となるように改定すること
 - ②原契約の無催告解除権を付与する条項（らくらくパートナー利用申込書9条1項）の原契約の解除及び物件の明渡しを請求できるとする規定は、民法等の規定に比して借借人の義務を加重し、信義則に反して借借人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条により無効といわざるを得ないので、削除もしくは信頼関係を破壊する程度の事由が生じた場合に限定した上で催告を必要とするように改めることを申入れた。
- ・ 回答待ち。

《継続事案》

① NTTドコモに対する申入れ

- ・ 2015年4月22日 申入書を送付した。
携帯電話の故障修理に関し、貴社のパンフレット等に記載されている「保障期間内は保証書の規定に基づき無料で修理を行います。」「携帯電話の性能・品質を保持するため、お申出いただいた故障個所以外を修理する場合があります。その際は有料修理となる場合があります」との記載について、景品表示法4条1号又は2号に抵触するおそれがあるので、「外装ケースに、打痕のある変形・ヒビ割れ・亀裂・欠損がある場合には、お客様の使用上、特段の支障がない場合でも、通信機器としての品質を保証した修理対応を実施するため、外装ケースの交換も同時に行います。部分修理の希望には添いかねます。また、外装ケースの交換は有料修理となります。」旨の記載に改めるよう申入れた。
- 《回答》
- 貴法人からの申入れについては受けかねる。
- 弊社からお客様に回答した手紙回答内容は、お客様個人にあてたものであり、回答内容の一部または全部を転用したり、二次利用することは遠慮ください。
- ・ 以降交渉を継続。
- ・ 2015年12月15日 再申入書を送付した。
- 《回答》
- 変更しない。これ以上申入れされても回答しない。
- ・ 上記回答にもかかわらず、2016年4月22日現在、NTTドコモのホームページに部分修理は受付けない旨が明示された。

・2016年5月19日 終了通知書を送付した。

② 株式会社メディアハーツ (FABIUS) に対する申入れ

・2015年7月22日 申入書を送付した。

- ①約款4条(退会)について消費者契約法3条1項に適合するように、所定の退会手続きを規約で明らかにすること、また退会と同時に定期購入休止の手続きの効果が生じる規約とすること
- ②約款10条(免責)1項及び2項について消費者契約法8条1項1号に抵触し無効であるので規約の見直しをすること、同条3項について消費者契約法3条に抵触するので、その想定する場合が明らかになるような規定に変更すること。
- ③約款12条(準拠法、管轄裁判所)について、管轄に関する規定を削除すること
- ④約款13条(定期コース)について消費者契約法10条に抵触し無効であるので、定期コースの休止・解約の連絡を電話での連絡に限定しない規約とすること
- ⑤約款14条(未成年者のご利用)について民法における未成年者保護の趣旨を没却する規定であるので、未成年者の保護の趣旨に沿う規約に変更すること
- ⑥貴社ホームページのモニターの名称・美容モニターコースの説明、各購入コースの説明、30日間全額返金保証、モニター募集要項の記載について見直し・変更することを申入れた。

《回答》

利用規約の改定案が提示された。

・回答内容について検討。

・2016年1月22日 差止請求書を送付した。

・以降交渉を継続。

・2016年11月28日 差止請求書を送付した。

「解約が許されない期間の初回の支払金額について、当該期間の代金を期間の月数で除した1ヶ月当たりの平均支払金額より「低額とし、殊更それを強調する」表示及びこの低額とされた初回の支払金額についての割引率は消費者を誤認させるものであり景品表示法30条1項2号に規定する有利誤認表示であり、取りやめること。

《回答及び問合せ》

4か月分の購入代金額を記載しており、景品表示法違反はない。

他社も同じことをしており、一般的慣行である。

しかし、可能な限り誠実に対応する意向はある。指示して欲しい。

・2016年12月21日 回答書兼差止請求書を送付した。

・差止請求訴訟の提訴を準備中。

③ 株式会社ボードウォークに対する申入れ

・2015年11月24日 申入書を送付した。

貴社の会員規約、利用規約、個別規程等について

①会員規約6条3項、7条1項本文3文、先行販売規定4条3項の規定(払戻義務を一切負わないとする規定)は消費者契約法10条に抵触し無効であるので、削除するか又は貴社が払い戻し義務を負わない場合(または会員が料金の支払いを免れない場合)を限定して明示すること

②先行販売規定2条2項、販売規定7条(理由の如何を問わず、変更、キャンセルできないとする規定)は消費者契約法10条に抵触し無効であるので、削除するか又は貴社が取替、変更、キャンセルを受け付けない場合を限定して明示すること

③先行販売規定5条4項の(申込みの撤回権の事前放棄を定める規定)は消費者契約法10条に抵触し無効であるので削除すること

④会員規約14条1項(免責事項に関する規定)1文、2文は消費者契約法8条1号、3号に抵触し無効であるので、貴社の軽過失により発生した損害の賠償責任を全部免除している点を改めること。また、同項3文、4文は民法5条2項(強行法規)に違反し無効であ

るので削除すること

⑤会員規約 16 条 2 項、チケットボード利用規約 12 条 2 項（専属合意管轄を定める規定）は消費者契約法 10 条に抵触し無効であるので削除することを申入れた。

《回答》

規約の改定案が提示された。

- ・以降交渉を継続。
- ・2016 年 8 月 23 日 終了通知書を送付した。

④ 介護付有料老人ホームアミーユ大曾根（株式会社メッセージ）に対する申入れ

- ・2015 年 12 月 15 日 申入書を送付した。

入居契約書について

①入居契約書 7 条 3 項（基本利用料等の支払い及び精算）に「月の中途に退去する場合、基本利用料のうち食費については、退去翌日から該当月末日までの日数分を不在日の扱いに準じて返還する。ただし、家賃及び管理費については返還しない」とあるが、但書部分は消費者契約法 9 条 1 号、同法 10 条に抵触し無効であるので改めること

②入居契約書 15 条（裁判所の合意管轄）を削除することを申入れた。

《回答》

規約を改定します。

- ・回答の内容について検討。
- ・2016 年 2 月 21 日 終了通知書を送付した。

⑤ 株式会社シッククリエーション（ユメノベースボールクラブ）に対する申入れ

- ・2013 年 06 月 18 日 申入書を送付した。

使用している約定書について

①損害賠償額を制限する条項は、消費者契約法 8 条 1 項 2 号、4 号、消費者契約法 10 条に抵触し無効であるので削除すること

②退会申出の効力発生日を退会翌月とする条項は、退会翌月の会費を支払う義務を負わせることとなるため、消費者契約法 9 条 1 号及び消費者契約法 10 条に抵触するので改めること

③登録料・保険料の不返還条項は消費者契約法 9 条 1 号に抵触するので改めることを申入れた。

《回答》

損害賠償額の制限事項については事業者が故意・重過失のある場合を除く旨を明記する形で改定したい。退会申出の効力発生日を申し出のあった翌月末日とする扱いは必ずしも消費者契約法に違反するものではないと考える。登録料は一律に変換しない扱いにも合理性があると考え。保険料は運用面において保険会社への振込み未了の場合は全額返還しているので、約定書上もその点を明記する形で改定したい。

- ・以降交渉を継続。
- ・2016 年 1 月 21 日 終了通知書を送付した。

⑥ 株式会社アチーブ（FX 投資顧問契約書）に対する申入れ

- ・2014 年 11 月 18 日 申入書を送付した。

FX マスター利用規約について、

①利用規約 2 条（本規約の範囲及び変更）について、会員の承諾なく規約を変更できるとする条項は消費者契約法 10 条に抵触し無効であるので削除すること

②利用規約 6 条（解約）について、消費者契約法 10 条に抵触し無効であるので、本条 1 項の「但し、会費に未納がある場合は・・・」以下を削除すること、また、本条 5 項から 7 項について、消費者契約法 9 条 1 号に抵触し無効であるので、削除ないし同法同号に適合

するように見直しすること

③利用規約 11 条（自己責任の原則及び免責事項条項）について、消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び同 3 号に適合するよう見直しすることを申入れた。

《回答》

申入れには応じかねる。本回答の有無、内容、申入れ以降の経緯・内容等について第三者に対して公表や開示することについて一切許諾していないので、取扱いに十分注意すること。

- ・以降交渉を継続。
- ・2016 年 11 月 24 日 申入書を送付した。
FX マスター利用規約が回答書の通り変更されていることを確認したが、同じく貴社が運営しているワントレード利用規約についても同様の見直しをするよう申入れた。
- ・回答待ち。

⑦ 株式会社プライド・トゥー・ビー（結婚式場）に対する申入れ

- ・2013 年 3 月 19 日 申入書を送付した。

①申込規約 7 条（お客様によるお取消）、申込規約 8 条（期日変更）、申込規約 9 条（衣装の取消料）の各取消時期における挙式・披露宴の取消料を定める部分について消費者契約法 9 条 1 号に抵触し無効となるので見直しすること

②申込規約 20 条（管轄裁判所）を削除することを申入れた。

- ・回答なし
- ・2013 年 8 月 26 日 差止請求書を送付した。

《回答》

契約の取り消し料、衣装の取り消し料について、規約の修正案が提示された。修正案に対する貴法人の意見を十分検討の上、改めて条項案を作成・提示する。

- ・以降交渉を継続。
- ・2016 年 6 月 21 日 終了通知書を送付した。

3) 消費者被害情報の収集活動

① 健康食品・化粧品お試しじゃなかった 110 番の実施

- ・日時 2016 年 10 月 1 日 9 時 00 分～17 時 00 分
- ・場所 当団体事務所
- ・臨時電話の開設 4 台
- ・受付体制 弁護士 9 名、消費生活相談員 2 名 / 計 11 名
- ・情報受付件数 8 件

② 行政との情報共有会議の開催

- ・2016 年 3 月 29 日名古屋市との情報共有会議（名古屋市消費生活センター）を開催し、4 名が参加した。
- ・2016 年 6 月 14 日名古屋市との情報共有会議（名古屋市消費生活センター）を開催し、5 名が参加した。
- ・2016 年 7 月 28 日愛知県との情報共有会議（名古屋第一法律事務所）を開催し、5 名が参加した。
- ・2016 年 11 月 14 日公正取引委員会中部事務所との情報交流会（公取中部事務所）を開催し、5 名が参加した。
- ・2016 年 12 月 8 日名古屋市との情報交流会（名古屋市消費生活センター）を開催し、4 名が参加した。

③ 消費者からの消費者被害情報の提供

- ・14事業者についての消費者被害情報の提供があった。
- ・うち、2事業者について手紙、ハガキ、メール、電話にて約250件の消費者被害の提供・問い合わせがあった。

4) 消費者被害拡大防止の啓発活動

① 消費者被害防止ネットワーク活動報告会の開催

- ・日時 2016年02月20日(土) 14時00分～15時30分
- ・会場 伏見ライフプラザ10階 消費者研修室
- ・第8回総会后、2015年度にCnet 東海が取扱った代表的な申入れ活動の事例報告を行った。
 1. 主な改善事例
 - ・児童スポーツ教室の会員規約に対する申入れ
 - ・海外マラソン大会の日本事務局に対する申入れ
 - ・国際結婚斡旋業者に対する申入れ
 - ・ハウスメーカーの工事請負契約に対する申入れ
 2. 主な新規申入れ事案(協議継続中)
 - ・チケット販売サイトの会員規約に対する申入れ
 - ・チケット販売サイトの利用規約に対する申入れ
 - ・青汁通信販売業者の利用規約・表示に対する
 - ・有料老人ホームの入居契約に対する申入れ
 - ・携帯電話会社の修理規程に対する申入れ書
 3. 申入れに至らなかった事例(消費者からの情報提供)
- ・参加人数 20名

② 事業者セミナー「消費者志向経営の推進に向けた事業者の取り組み」の開催

- ・日時 2016年11月10日(木) 午後2時00分～午後4時30分
- ・会場 イオンコンパス名古屋駅前会議室5階
- ・講演 「消費者志向経営の推進に向けた事業者の取り組み」
講師 長谷川公彦氏(公益社団法人消費者関連専門家会議)
- ・事例紹介 消費者契約法、景品表示法関連の差止請求事例
講師 伊藤陽児氏(弁護士)、岩城善之氏(弁護士)、青山玲弓氏(弁護士)
- ・参加費 無料
- ・参加人数 40名
- ・共催 名古屋市

③ 名古屋市立大学寄付講座に講師1名を派遣

- ・日時 2016年5月12日(木) AM2時限目
- ・会場 名古屋市立大学
- ・テーマ「若者が受けやすい消費者被害とその防止」
- ・講師 川崎千晴氏(消費者被害防止ネットワーク東海理事・検討委員、消費生活専門相談員)
- ・参加人数 130名

④ 名古屋経済大学 第36回公開講演会に講師1名を派遣

- ・日時 2016年7月2日(土) 午後1時30分～午後4時00分
- ・会場 名古屋経済大学名駅サテライトキャンパス 10階ホール
- ・テーマ「新たな消費者団体の役割」
- ・講師 花井泰子氏(消費者被害防止ネットワーク東海理事・検討委員、消費生活専門相談員)

5) 意見の表明・提言活動

- ・2016年9月9日 「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方検討会報告書についての意見書」を提出した。
- ・2016年9月12日 「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方検討会報告についての適格消費者団体連名意見書」を提出した。

6) 広報・宣伝活動

- ・ホームページで広報・宣伝活動を行った。
なお、当団体が扱った事案に関わって、当団体ホームページへのアクセス件数が瞬間的に増え、サーバーがダウンして数日間（2016年11月中旬）ホームページを開けないという事態が発生したが、そのことでマスコミでの当団体の露出度も増え、消費者からの消費者被害情報の提供件数も増えた。
- ・マスコミ・情報誌等に消費者被害防止のための情報提供を行った。
「消費者法ニュース」に4回原稿を寄稿した。
「現代消費者法」東奔西走覧に2回原稿を寄稿した。
「消費者情報」11月号に原稿を寄稿した。
- ・メルマガ登録者（2016年12月31日現在80名）に毎月1回「Cnet 東海通信」を発信した。

7) 他の消費者団体・関係諸機関との交流活動

- ・2016年2月10日 名古屋市消費生活審議会専門委員会（名古屋市役所）に1名が参加した。
- ・2016年2月13日 適格消費者団体連絡協議会（埼玉）に4名が参加した。
- ・2016年2月14日 特定適格消費者団体を目指す団体の会議（埼玉）に4名が参加した。
- ・2016年2月23日 損保協会の消費者安心懇話会（名古屋）に1名が参加した。
- ・2016年3月24日 消費者庁による適格消費者団体への説明会（東京）に1名が参加した。
- ・2016年3月31日 名古屋市立大学寄附講座相談会（名古屋）に1名が参加した。
- ・2016年5月27日 名古屋市消費生活審議会専門委員会（名古屋市役所）に1名が参加した。
- ・2016年5月28日 NACS 中部支部大会（名古屋）に1名が参加した。
- ・2016年5月30日 消費者月間シンポジウム及び懇談会（東京）に2名が参加した。
- ・2016年7月1日 名古屋市消費生活審議会専門委員会（名古屋市役所）に1名が参加した。
- ・2016年7月8日 愛知県消費生活審議会（愛知県庁）に1名が参加した。
- ・2016年9月6日 平成28年度第1回愛知県消費者・事業者懇談会（愛知県庁）」に愛知県消費生活審議会委員として1名が参加した。
- ・2016年9月10日 適格消費者団体連絡協議会（東京）に3名が参加した。
- ・2016年9月11日 特定適格消費者団体を目指す団体の会議（東京）に3名が参加した。
- ・2016年10月18日 愛知県県民生活課からの要請により、消費者庁からの現場研修（当団体事務所）を受け入れ、4名で対応した。
- ・2016年10月19日 「愛知県高齢者等消費者被害見守りネットワークづくりのための関係団体連絡会議準備会」に1名が参加した。
- ・2016年10月20日 名古屋市消費生活審議会専門委員会（名古屋市役所）に1名が参加した。
- ・2016年10月21日 ACAP 消費者関連セミナー（名古屋国際センター）に1名が参加した。
- ・2016年10月22日 日本弁護士会主催シンポジウム（東京）に1名が参加した。
- ・2016年11月21日 消費者市民サポートちば設立準備会からの理事会視察（名古屋第一法律事務所）に15名で対応した。
- ・2016年11月22日 消費者庁消費者制度課説明会（東京）に1名が参加した。
- ・2016年11月22日 生命保険協会中部支部との意見交換会（中日ビル）に1名が参加した。
- ・2016年12月1日 名古屋市立大学寄附講座第一期振り返りと第二期講義の準備相談会（名古屋都市センター会議室）に1名が参加した。
- ・2016年12月15日 愛知県弁護士会・愛知県・名古屋市との連絡会議に4名が参加した。

3 運営事項

1) 総会

第10回総会

- ・日時 2016年2月20日 13時30分～14時00分
- ・会場 伏見ライフプラザ10階 消費者研修室
- ・出席 73名（正会員総数129名の2分の1以上の出席で成立）
- ・議題 第1号議案「2015年度事業報告及び決算承認の件」
第2号議案「2016年度事業計画及び予算承認の件」
- ・総会終了後、2015年度に当団体が取扱った代表的な申入れ活動の事例報告を行った。

臨時総会

- ・日時 2016年8月22日 18時30分～18時40分
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 64名（正会員総数118名の2分の1以上の出席で成立）
- ・議題 定款変更に関する件（定款第2条、23条、35条、51条、58条、附則の変更）

2) 理事会

第12回理事会

- ・日時 2016年1月18日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 11名（理事総数12名）
- ・議案 株式会社メディアハーツに対する差止請求書に関する件
有限会社エス・アイ・エフに対する申入書に関する件
学校法人モード学園に対する問合書に関する件
株式会社シッククリエーションに対する終了通知書に関する件
調査実施者の選任に関する件
2015年度決算案、2016年度予算案に関する件

第13回理事会

- ・日時 2016年2月8日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 9名（理事総数12名）
- ・議題 株式会社ボードウォークに対する再申入書に関する件
株式会社メイションに対する連絡書に関する件
2015年度活動報告案、2016年度活動計画案に関する件
2016年度理事会、総会日程に関する件

第1回理事会

- ・日時 2016年3月22日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 8名（理事総数12名）
- ・議題 宝塚友の会に対する申入書に関する件
当団体の事務局規程に関する件

第2回理事会

- ・日時 2016年4月18日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 12名（理事総数12名）
- ・議題 株式会社ブライド・トゥー・ビーに対する再申入書に関する件
株式会社メディアハーツに対する申入書に関する件

KDDI 株式会社に対する問合せに関する件
株式会社アイディール・ライフの対する申入及び問合せに関する件

第3回理事会

- ・日時 2016年5月23日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 12名(理事総数12名)
- ・議題 株式会社NTTドコモに対する申入終了書に関する件

第4回理事会

- ・日時 2016年6月20日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 10名(理事総数12名)
- ・議題 株式会社ブライド・トゥー・ビーに対する申入終了書に関する件
株式会社メッセージに対する申入終了書に関する件
株式会社アチーゴに対する再申入書に関する件

第5回理事会

- ・日時 2016年7月25日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 11名(理事総数12名)
- ・議題 宝塚友の会に対する申入終了書に関する件
株式会社メディアハーツに対する申入書に関する件
当団体の主たる事務所の移転と新事務所契約に関する件
臨時総会に開催に関する件

第6回理事会

- ・日時 2016年8月22日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 9名(理事総数12名)
- ・議題 株式会社ブライド・トゥー・ビーに対する連絡に関する件
株式会社ボードウォークに対する申入終了書に関する件
株式会社アイディールライフに対する再申入書に関する件
適格消費者団体連名での意見書の提出に関する件

第7回理事会

- ・日時 2016年9月20日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 6名(理事総数12名)
…台風接近により理事会不成立となったため、参加理事6名についてその場で賛否を問
い、不参加理事6名については持ち回りにて賛否を問、理事長がその結果をもって理
事会の決定とした。
- ・議題 KDDI 株式会社に対する再問合せに関する件
差止請求関係業務規程の改訂に関する件

第8回理事会

- ・日時 2016年10月17日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 12名(理事総数12名)
- ・議題 ジャニーズファミリークラブに対する申入書に関する件

第9回理事会

- ・日時 2016年11月21日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 10名(理事総数12名)
- ・議題 株式会社メディアハーツに対する差止請求書に関する件
株式会社アチーゴに対する再申入書に関する件

有限会社エス・アイ・エフに対する問合せに関する件
株式会社ウォーターダイレクトに対する再々申入書に関する件
株式会社アルカンシエルに対する申入書に関する件
宗教法人薬師寺に対する問合せに関する件
Amazon Gift Cards Japan 株式会社に対する申入書に関する件
Cast ホールディング株式会社に対する申入書に関する件

第10回理事会

- ・日時 2016年12月19日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 8名(理事総数12名)
- ・議題 株式会社メディアハーツ回答書に対する回答及び訴訟準備に関する件
マストパートナーズ株式会社に対する申入書に関する件

3) 検討委員会

1月検討委員会

- ・日時 2016年1月12日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 16名(委員総数20名)

2月検討委員会

- ・日時 2016年2月1日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 14名(委員総数19名)

3月検討委員会

- ・日時 2016年3月7日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 14名(委員総数19名)

4月検討委員会

- ・日時 2016年4月4日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 15名(委員総数19名)

5月検討委員会

- ・日時 2016年5月11日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名(委員総数19名)

6月検討委員会

- ・日時 2016年6月6日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名(委員総数19名)

7月検討委員会

- ・日時 2016年7月4日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 16名(委員総数19名)

8月検討委員会

- ・日時 2016年8月4日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名(委員総数19名)

9月検討委員会

- ・日時 2016年9月5日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室

- ・出席 15名（委員総数20名）

10月検討委員会

- ・日時 2016年10月3日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 16名（委員総数20名）

11月検討委員会

- ・日時 2016年11月7日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 15名（委員総数21名）

12月検討委員会

- ・日時 2016年12月7日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 15名（委員総数21名）

4) その他特記事項

- ・当団体の活動を継続発展していくための財政対策の一環として、2016年8月24日付けにて主たる事務所を名古屋市千種区内山三丁目28番2号に移転した。
- ・また、主たる事務所の移転に伴う定款の変更と併せて、必要な幾つかの条項について定款の変更をするために、8月22日臨時総会を開催した。

4 2016年度決算報告

1) 決算報告

- ・2016年度は当期収支で約56万円の赤字となりました。
財政対策として8月に実施した新事務所移転に伴い発生した旧事務所の現状回復費用、新事務所の契約斡旋費用、コピー機移設費等の特別支出の約50万円がその主な内容です。
そんな中、他の支出科目の圧縮や収入対策など努力をしましたが、最終的には収入科目のそれぞれで昨年度より収入が微減する結果となり、活動計算書の数字となりました。
- ・なお、来年度から2016実施した事務所移転により地代・家賃が年間約50万円の減額となり、今年度実施した財政対策の成果が現れます。